

答 申 第 3 2 1 号  
平成22年4月26日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年10月2日付け安振第1453号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成20年9月10日付けで異議申立人から提起された、平成20年9月2日付け安振第1319号で行った行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、不開示とした情報のうち、鋸南土地改良資源保全会（以下「保全会」という。）の規約に記載された鋸南土地改良資源保全会活動組織構成員一覧表の2. 非農業者等の表に記載された住所を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成20年9月2日付け安振第1319号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定1」という。）及び行政文書不開示決定（以下「本件決定2」という。）を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 本庁の主務課への開示請求を勝手に出先機関で決定通知を発行。
- (2) 本庁の主務課は住民監査請求されないよう故意に担当課とならなかった。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成20年8月18日付けで、同月16日付け行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を次に掲げる事項とする開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 「鋸南土地改良資源保全会の農地・水・環境保全向上事業に関する一切の書類」（以下「本件請求1」という。）
- (2) 「鋸南土地改良資源保全会の農地・水・環境保全向上対策事業における下記のことに係る書類」
  - ア 「竜島地区における」
    - (ア) 「最西側の農道は町道となっているが対象の農道としてよい理由」（以下「本件請求2」という。）
    - (イ) 「最南側の農道は現況が竹で通行できないままとしてよい理由」（以下「本件請求3」という。）
    - (ウ) 「参加営農者に参加・不参加を確認せず参加者としてよい理由」（以

下「本件請求4」という。)

(エ) 「参加営農者にきちんと説明(上記事業を知らない人が多い)しなくてよい理由」(以下「本件請求5」という。)

(オ) 「草刈り不参加者に罰金のたぐいを請求してよい理由」(以下「本件請求6」という。)

(カ) 「合併浄化槽の排水は大排水路1本(中央)しか流させないことが許される理由」(以下「本件請求7」という。)

イ 「両向・田町のJR線路北東側の農道に桜植栽がされ、同農道の路肩側のへこみを修理できなくなっているのを放置してよい理由」(以下「本件請求8」という。)

## 2 本件決定及び本件対象文書について

実施機関は、次のとおり本件決定1及び本件決定2(以下「本件決定」という。)を行った。

### (1) 本件請求1について

本件請求1の対象となる行政文書を共同活動支援交付金に係る協定並びに規約に対する意見書について(平成19年7月12日付け安振第1106号。以下「本件対象文書」という。)と特定し、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第8条第2号に該当するとして本件決定1を行った。

### (2) 本件請求2から8までについて

本件請求2から8までについて、開示請求に係る行政文書を保有していないためとして本件決定2を行った。

## 3 開示決定等の理由について

### (1) 本件決定1について

不開示とした部分は、個人の氏名及び住所である。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第8条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないものと判断したため、本件決定1を行ったものである。

### (2) 本件決定2について

本件請求2、4及び5に係る事務は、保全会で行っており、本件請求2については町道を管理する鋸南町と協定書を締結することから、県で行う事務はないため、また、本件請求3及び6から8までに係る事務は、鋸南土地改良区で管理決定する内容であり、当該請求に係る対象となる行政文書は保有していないため、本件決定2を行ったものである。

## 4 異議申立ての理由について

- (1) 保全会は、地域住民の組織であり農業者、住民等多様な主体で構成されている。
- (2) また、交付金の支払事務を担当する千葉県農地・水・環境保全向上対策協議会は、保全会を含む県内の活動組織からの申請等について、審査、採択等の決定を行っている。
- (3) 安房農林振興センターは農地・水・環境保全向上対策実施要綱に規定する共同活動支援交付金に係る業務方法書に基づき、保全会の規約及び協定書の案文の内容を確認し、市町村に意見書を交付していることから、当該センターが担当課（所）となり実施機関として開示決定等を行ったものである。

#### 第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、第3の1及び2のとおりである。

##### 2 本件対象文書について

本件対象文書は、千葉県「農地・水・環境保全向上対策支援交付金」に係る事務処理要領（平成19年4月2日制定。以下「事務処理要領」という。）第1-1（2）の規定により、安房農林振興センター所長が、鋸南町長から提出のあった活動組織の規約及び協定書の案文について確認を行い、意見書を作成し、鋸南町長に送付するための決裁文書であり、次に掲げる文書で構成されている。

- (1) 起案用紙
- (2) 鋸南町長あて送付の案文及び送付文の写し（保全会に係るものに限る。）
- (3) 当該活動組織の代表者あて意見書の案文及び意見書の写し（保全会に係るものに限る。）
- (4) 活動組織の協定書及び規約を提出する旨の鋸南町長からの送付文
- (5) 保全会の協定書の案文及び規約

##### 3 本件決定1について

###### (1) 条例第8条第2号該当性について

実施機関は、本件対象文書に条例第8条第2号に掲げる情報が記録されていると説明するので、次のとおり検討する。

ア 本件対象文書を構成する保全会の規約に記載された情報のうち、次に掲げるものについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第8条

第2号本文に規定する不開示情報に該当するものである。

(ア) 鋸南土地改良資源保全会活動組織構成員一覧表の農業者等に記載された氏名

(イ) 鋸南土地改良資源保全会活動組織役員一覧表に記載された住所  
また、これらの情報は、同号ただし書に該当しない。

イ 当該規約に記載された情報のうち、鋸南土地改良資源保全会活動組織構成員一覧表の2. 非農業者等の表に記載された住所については、同条第3号に規定するその他の団体に関する情報であって、個人に関する情報ではないものであると認められることから、同条第2号に該当しない。また、同条第3号イ及びロに該当しないものであると認められることから、同号にも該当しない。

(2) 行政文書の特定について

ア 実施機関は、本件請求1について本件対象文書を除き当該請求に係る行政文書は存在しないと説明するので、次のとおり検討する。

イ 農地・水・環境保全向上対策は、農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日制定）、農地・水・環境保全向上対策実施要領（同日制定）、事務処理要領、千葉県農地・水・環境保全向上対策交付金交付要綱（同年11月1日制定）等に基づき行われており、これらの要綱等に基づく事務又は事業のうち、千葉県が行う事務又は事業は、保全会においては事務処理要領第1-1（2）に規定する事務であり、実施機関は本件対象文書を特定したと認められる。

ウ 実施機関に確認したところ、本件決定における実施機関の担当課（所）以外において、本件請求に係る事項に関して行政文書が存在するという事実は確認できなかった。

エ また、ほかに当該請求の趣旨を満たすような行政文書の存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、本件対象文書を除き当該請求に係る行政文書は存在しないと認められる。

4 本件決定2について

(1) 実施機関は、本件請求2から8までに係る事務は保全会又は鋸南土地改良区の事務であって、千葉県の事務ではなく、当該請求に係る行政文書を保有していないと説明するので、次のとおり検討する。

(2) 上記3(2)イのとおり、農地・水・環境保全向上対策のうち千葉県が行う事務又は事業は、保全会においては事務処理要領第1-1（2）に規定する事務であると認められる。また、実施機関に確認したところ、本件請求2から8までに係る最西側の農道は町道となっているが対象の農道としてよい理由等といった事項は、規約及び協定書の案文に記載され

ていないことが多く、記載されていない場合、当該事項について確認を行っていないということであった。

- (3) 事務処理要領第1-1(2)に規定する事務に係る行政文書は本件対象文書であるが、本件請求2から8までに係る事項は記載されていないと認められる。
  - (4) 実施機関に確認したところ、本件決定における実施機関の担当課(所)以外において、当該事項に係る行政文書が存在するという事実は確認できなかった。
  - (5) また、ほかに当該請求の趣旨を満たすような行政文書の存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、当該請求に係る行政文書は存在しないと認められる。
- 5 異議申立人の主張について

異議申立人は、「本庁の主務課への開示請求を勝手に出先機関で決定通知を発行」と主張しているので、次のとおり検討する。

(1) 開示請求に対する措置について

行政文書の開示の請求は、条例第5条の規定により実施機関に対して行うこととされており、条例第12条第1項及び第2項の規定により全部及び一部を開示する旨の決定並びに開示をしない旨の決定を、知事部局においては本庁の課、局、室等(千葉県組織規程(昭和32年千葉県規則第68号。以下「組織規程」という。)第8条に規定する課、室等及び組織規程第9条に規定する出納局をいう。以下同じ。)及び出先機関ではなく、実施機関である知事が行うこととされている。

また、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱(平成13年3月7日制定)において、次に掲げる事項が定められている。

ア 情報公開窓口として次に掲げる窓口を設置すること。

(ア) 総務部政策法務課(千葉県庁中庁舎1階、情報公開・個人情報センター、以下「総合窓口」という。)

(イ) 組織規程第5条に規定する出先機関の文書事務を担当している課等で、各出先機関の長が指定するところ。

イ 総合窓口で行政文書開示請求書を受け付けた場合には、担当課(所)に送付すること。

ウ 出先機関で行政文書開示請求書を受け付けた場合には、総合窓口及び主務課に連絡すること。

エ 担当課(所)は、行政文書を開示するかどうかの決定等を行うに当たっては、総合窓口、公開主管課、当該行政文書に係る本庁の課、局、室等及び出先機関(ほかの実施機関等県のすべての機関を含む。)

と、担当課（所）が出先機関の場合には主務課とも、口頭又は書面により協議を行うこと。

(2) 本件請求に対する措置について

ア 本件請求は総合窓口で行われており、本件請求1について、本件対象文書を安房農林振興センターで保有していること及び本件請求2から8までについて、上記3(2)イのとおり農地・水・環境保全向上対策に係る事務又は事業のうち、千葉県が行う事務又は事業は、保全会においては事務処理要領第1-1(2)に規定する事務であり最も関連があることから、当該センターが知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱に定められた担当課（所）であると認められる。また、本件請求が、主務課を担当課（所）として限定した内容のものであると客観的に判断し得るような特段の事情も認められない。

イ 当該センターは、担当課（所）として、行政文書を開示するかどうかの決定等を行うに当たって、総合窓口及び当該行政文書に係る本庁の課であって主務課である農村振興課と、口頭により協議を行い、実施機関において保有する行政文書に必要な検索を行った上で、対象となる行政文書を特定し、開示決定等に至ったと認められる。

(3) したがって、当該センターを担当課（所）として、実施機関が本件決定を行ったことは妥当である。

6 結論

以上のとおり、実施機関は、不開示とした情報のうち、保全会の規約に記載された鋸南土地改良資源保全会活動組織構成員一覧表の2. 非農業者等の表に記載された住所を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成20年10月2日	諮問書の受理
平成20年10月31日	実施機関の理由説明書の受理
平成22年1月29日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成22年2月19日	審議
平成22年3月23日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏名	職業等	備考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大友 道明	弁護士	
瀧上 信光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横山 清美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成22年3月23日現在)